

令和2年4月1日
国立印刷局

国立印刷局一般事業主行動計画 《国立印刷局子育て支援プラン》

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項の規定に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図り、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、本行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内 容

目標1-1：配偶者出産休暇及び育児参加休暇について合計で5日以上の取得率100%を目指す。

目標1-2：男性職員の育児休業取得率を30%以上とする。

《対策》

●令和2年度～

- ・対象となる男性職員及び当該職員の上司に対し、育児休業等の制度・手続についての丁寧な説明を行い、育児への参画のために取得・活用できる休暇・休業の合計1か月以上の取得を勧奨する。
- ・当該職員の同僚に対しても育児休業等の必要性についての理解・協力を得ることにより、職員が抵抗感なく制度を使用できる職場風土の構築を推進する。
- ・育児休業等の取得を予定する職員が所属する職場の管理監督者は、当該職員等と十分にコミュニケーションをとり、当該職員が安心して育児休業等に入り、円滑に職場復帰できるよう努める。

目標 2 : 各職員の 1 年間の超過勤務時間数について、縮減に努める。

《対策》

●令和 2 年度～

- ・既存業務の見直しを行うなど業務の効率化を推進するとともに、超過勤務縮減の取組の重要性について、各種会議等を通じて職員の意識啓発を図る。
- ・上司は、速やかな退勤を促す声かけの実施や、自ら率先して早期退勤する等、職員が退勤しやすい環境整備の推進に努める。

目標 3 : 年休取得率を 70%以上とするとともに、年休が 10 日以上付与される職員について、時季指定を行うことなく、暦日で年 5 日以上の実績的な取得を目指す。

《対策》

●令和 2 年度～

- ・四半期ごとの年休取得計画表を活用し、年休を取得しやすい環境整備を行うとともに、会議等を通じて取得に向けた働きかけを行う。
- ・管理者は率先して年休を取得すること等により、部下職員が年休を取得しやすい環境整備の推進に努めるとともに、部下職員の年休取得状況を定期的に把握し、取得日数の少ない部下職員については自ら計画的に取得するよう働きかけを行う。